



宮崎県公報

平成25年11月21日(木曜日) 第2542号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目次

告示

○保安林の指定施業要件の変更通知の宛先人不明
について……………(自然環境課) 1

公告

○歯科技工士国家試験の実施……………(医療業務課) 1
○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市
町村の意見……………(商工政策課) 1
○公共測量終了の通知……………(管理課) 1
○落札者等の公告……………2

公安委員会公告

○警備員等の検定の実施について……………2

告示

宮崎県告示第680号

保安林の指定施業要件を変更する件(平成25年農林水産省告示第1882号)に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する高原町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成25年11月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

高原町役場

益山半助、下村吉藏、下村常治、外山順子、蒲生地休右エ門、鎌田善次、吉本重徳、久保田朝吉、宮崎義行、児玉義雄、松下重春、松元栄吉、松元三五郎、城山秀男、瀬戸輝彦、西元末廣、増田キク、増田米吉、中津昭三、日高イヨノ、日渡三郎、牧直右エ門、牧兵吉、有限会社下西産業、有限会社吉本牧場、有島広典

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成25年農林水産省告示第1882号によること。

公告

歯科技工士法(昭和30年法律第168号)第12条第1項及び第2項の規定により、歯科技工士国家試験を次のとおり実施する。

平成25年11月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 試験の期日

学説試験 平成26年2月18日(火曜日)

実地試験 平成26年2月19日(水曜日)

2 試験の場所

学説試験 宮崎市清水1丁目12番2号

宮崎歯科技術専門学校

実地試験 宮崎市清水1丁目12番2号

宮崎歯科技術専門学校

3 受験願書の受付期間

平成26年1月8日(水曜日)から1月17日(金曜日)まで(郵送の場合は、1月17日付けの消印のあるものまで有効とする。)

4 受験願書の提出先

受験者の住所地を管轄する保健所(県外居住者にあつては、宮崎県福祉保健部医療業務課)

5 その他

詳細については、宮崎県福祉保健部医療業務課(電話0985(26)7055)に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、国富町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成25年11月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ダイレックス国富店

東諸県郡国富町本庄 583番1 外

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第5条第1項の規定による届出

大規模小売店舗の新設

平成25年9月2日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成25年11月21日から平成25年12月24日まで

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎県公報第2527号により公告した公共測量(水準測量)が平成25年10月31日終了した旨、宮崎地方気象台長から通知があった。

平成25年11月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成25年11月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 1,935台
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県総合政策部情報政策課行政情報化システム担当
宮崎市橘通東2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成25年10月11日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社南日本ネットワーク
宮崎市橘通東3丁目6番29号
- 5 落札金額
239,274,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成25年8月29日

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第23号

警備業法（昭和47年法律第 117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成25年11月21日

宮崎県公安委員会委員長 藤 田 紀 子

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
施設警備	1級	平成26年2月22日（土）午前9時30分から午後5時ころまでの間

※ 当日の受付は、午前8時30分から午前9時までの間に済ませること。

- 2 実施場所
鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県警察本部
- 3 定員
15人（鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし、受付先着順とする。）
- 4 受検資格
宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第8条第1号に該当する者
 - (2) 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から施設警備業務に係る1級検定受験資格認定書の交付を

受けているもの

- 5 検定申請手続
 - (1) 受付期間、時間
平成26年1月6日（月）から1月17日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
 - (2) 検定申請書等提出先
申請者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署（郵送による提出は認めない。）
 - (3) 提出書類
 - ア 検定申請書 1通
 - イ 住所地を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）
 - ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）
 - エ 写真2枚（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）
 - オ 施設警備2級検定合格証明書の写し及び施設警備2級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを証する書面（検定規則第8条第1号に規定する者）
 - カ 1級検定受験資格認定書（検定規則第8条第2号に規定する者に限る。）
 - キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状
- 6 手数料
検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。
納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。
- 7 検定の方法
学科試験及び実技試験により行う。
なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。
また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。
 - (1) 学科試験の内容
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
 - エ 施設警備業務の管理に関すること。
 - オ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験の内容
 - ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
 - イ 施設警備業務の管理に関すること。
 - ウ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 8 その他
 - (1) 受検票は、当日検定会場で交付する。
 - (2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴等を持参すること。
 - (3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。

(4) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話番号0985-31-0110）に行うこと。

--	--